

## 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和6年度市・府民税特別徴収義務者への通知書の中に退職、休職、転勤等の理由によって給与の支払を受けなくなった納税者がある場合に、その受けなくなった日の属する翌月の10日までに八幡市役所税務課市民税係へ提出してください。

1. 市役所では、この異動届出書に基づいて、貴事業所の税額を訂正し、退職された方の未徴収分について、直接本人宛納税通知書を発送して納めていただきます。
2. この届出が遅れますと、市役所の事務処理が遅れるばかりでなく徴収台帳に貴事業所の滞納額として残り、督促状が発せられたり延滞金が課せられる場合がございます。  
また、退職された方も、未徴収税額について、一度に多くの額を納めていただくことになりますから、理由の発生した都度提出してください。
3. 転勤先の事業所で、引き続き特別徴収する場合は、異動届出書の下段（転勤による特別徴収届出書）に新たに支払をする事になった勤務先の名称等を記入し、必ず理由の発生した都度すみやかに提出してください。

4. 退職、休職、死亡等のため、特別徴収のできなくなった納税者について、退職後の未徴収税額を納税者の了解を得て退職手当等により一括特別徴収にて納入くださるようにご協力をお願いいたします。

この場合、異動届出書の一括徴収欄にご記入の上、異動届出書を提出してください。

※退職後の住所や、新しい勤務先がわかりましたらなるべくくわしくご記入ください。

※死亡の場合、死亡者の相続人（納税義務承継者）の住所・氏名などがおわかりの場合には、余白にご記入ください。